

産業連携ネットワーク規約

1. 名称

本会は、産業連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

2. 目的

ネットワークは、農山漁村の地域資源を有効に活用し、一次、二次、三次産業の活性化による日本全体の経済成長につなげるため、情報交換や課題検討、プロジェクト形成等を促進するプラットフォームであり、農林漁業と他産業との新たな連携関係を構築し、各産業分野が有する様々な知見の共有と創発によるイノベーションの実現等に寄与することを目的とする。

3. 活動

ネットワークは、2の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 産業連携に関する農林水産省等からの情報の会員への提供
- (2) 産業連携に関する会員からの情報等の共有
- (3) 会員からの提案に基づく産業連携に関する課題等の検討
- (4) 会員からの提案に基づく産業連携に関するプロジェクトの実施
- (5) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

4. 会員

ネットワークは、5の参加手続きに基づき参加登録を行った団体、企業、個人を会員とする。

5. 参加手続

【参加の要件】

- (1) ネットワークの趣旨及び2の目的に賛同すること。
- (2) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。
- (3) 会員としてネットワークに提供した情報は、個人情報を除き、退会後もネットワークが活用する可能性があることを了承すること。

【参加の登録】

ネットワークへの参加を希望する者は、「ネットワーク参加登録申込書」をネットワーク事務局に提出することにより、随時ネットワークへの参加を登録できる。

【退会】

ネットワークからの退会を希望する者は、「退会届出書」をネットワーク事務局に提出することにより、随時ネットワークから退会することができる。

【参加登録の取消し】

ネットワーク事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがある。

- (1) ネットワークの趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

6 . 組織

【幹事会】

- (1) ネットワークの運営方針の決定や課題の選定等を行うため、ネットワークに幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、会員のうち各分野を代表する別表の者で構成する。
- (3) 議事の手続その他幹事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

【部会】

- (1) 課題等の検討を行うため、幹事会の決定に基づき、ネットワークに部会を設置することができる。
- (2) 部会の効率的な運営のため、幹事会及びネットワーク事務局は、部会ごとに参加に当たっての条件を付すことができる。

【事務局】

- (1) ネットワークの庶務等を行うため、ネットワークに事務局を置く。
- (2) 事務局は、農林水産省食料産業局産業連携課が担当する。
- (3) 事務局と会員との連絡は原則として電子メールによるものとする。

7 . 経費等

- (1) ネットワークの参加費は無料とする。
- (2) 部会等への参加やプロジェクトの実施に要する経費は、参加する各会員が負担する。

8 . 責任範囲

- (1) 幹事会及び事務局は、本規約に定める以外に何らの責任を負わないものとする。
会員間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、幹事会及び事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。
- (2) 会員の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、会員がその責任において一切を処理するものとする。

9 . 著作権

- (1) 会員が、参加に際し新たに作成した著作物及び従来から有する著作物の著作権については、当該会員に帰属するが、当該会員が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。
- (2) 会員間で共同で本会に参加するにあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該創作者間での共有とするが、当該創作者が許諾する範囲内において、事務局及び他

の会員は、これを利用することができる。

- (3)(2)に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他の会員による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

10．知的財産権等

本会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権等」という。）の取扱は、次に定めるとおりとする。

- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属する。他の会員が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
- (2) 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持分その他手続等については共有者間で協議して定めるものとする。

11．個人情報の取扱い

- (1) 事務局及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法第57号、その後の改正を含む、以下同じ）、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有す。
- (2) 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

12．規約の改訂

本規約は、幹事会及びネットワーク事務局が協議の上、必要に応じて改訂することができる。

13．附則

本規約は、平成23年12月1日から施行する。

(別表)

産業連携ネットワーク幹事会 幹事一覧

主婦連合会

財団法人食品産業センター

全国漁業協同組合連合会

全国商工会連合会

全国消費者団体連絡会

全国森林組合連合会

全国中小企業団体中央会

全国農業会議所

全国農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会

全国木材組合連合会

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

日本生活協同組合連合会

日本チェーンストア協会

社団法人日本農業法人協会

社団法人日本フードサービス協会

株式会社三菱総合研究所

以上